

(8)道路：道路整備の推進

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「渋滞の少ない道路、安全で快適な道路の計画的な整備」

施策の目的

村内と村外が円滑に連絡されるための道路整備に向けた取り組みを進めるとともに、安全で快適な道路が整備された村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・ リニア中央新幹線の開業と、それに伴う中京大都市圏づくりが進められるなど、広域的な交流は今後ますます活発化することが予測されるため、広域的な連携・交流が円滑に進むよう道路整備を促進することが重要です。
- ・ 村道については地区からの要望により補修を実施するなど、維持管理に努めています。
- ・ 計画的な修繕を進めながら、巡回によって破損および危険箇所が確認された場合は、いち早く道路の補修を行っています。

▶取り組みの体系

【道路】 道路整備の推進	安全な道路整備の推進
	日常点検
	幹線道路等の整備促進

主な取り組み

① 安全な道路整備の推進

村道の歩車道分離ブロックの整備等、物理的に安全な道路に整備します。また、生活道路にゾーン30 プラスを導入して、地域全体に進入する車両の速度抑制を図ります。

② 日常点検

安全、快適に村道（橋りょうを含みます）を通行できるよう日常点検を行うとともに、維持管理費に係る予算を継続して確保します。

③ 幹線道路等の整備促進

幹線村道の計画的な整備とともに、国道 302 号への接続道路の整備を進めます。また、地元地権者や住民との対話を進め、県道幅の拡幅や歩道設置について関係機関へ要請します。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① ゾーン30プラスの導入 ・令和9(2027)年度までに場所を選定し、導入します。	—	導入済
② 村道の日常点検 ・令和3(2021)年度の実績(月2回)を令和9(2027)年度も維持します。	月2回	月2回
③ 県道幅の拡幅・歩道設置の関係機関への要請 ・令和3(2021)年度の実績(年1回)を継続します。	継続	継続

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：生活に欠かすことのできない道路を安全に維持し、利便性の向上を図ります。
- ▶**住民**：交通ルールを守り、道路の適正な利用に努めます。